

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

岩手県教育委員会

教育長 佐藤 一 男

岩手県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会安全衛生管理規程（昭和41年岩手県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室<u>及び</u>課並びに出先機関をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="145 1144 770 1339"> <tr> <td data-bbox="145 1144 256 1290">本庁</td> <td data-bbox="256 1144 770 1290">室課の長があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="145 1290 770 1339">[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	本庁	室課の長があらかじめ指定する者	[略]		<p>(定義)</p> <p>第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 各課等 本庁の室、<u>課及び</u>服務管理監の担当区分並びに出先機関をいう。</p> <p>(4) [略]</p> <p>(安全衛生担当者)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 安全衛生担当者は、次の表の左欄に掲げる組織の区分に従い、同表の右欄に定める者とする。</p> <table border="1" data-bbox="834 1144 1460 1339"> <tr> <td data-bbox="834 1144 946 1290">本庁</td> <td data-bbox="946 1144 1460 1290">室課の長又は<u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。）</u>があらかじめ指定する者</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="834 1290 1460 1339">[略]</td> </tr> </table> <p>3 [略]</p>	本庁	室課の長又は <u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。）</u> があらかじめ指定する者	[略]	
本庁	室課の長があらかじめ指定する者								
[略]									
本庁	室課の長又は <u>服務管理監（教育長があらかじめ指定する者に限る。）</u> があらかじめ指定する者								
[略]									
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>									

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。